

議案第60号

関市留守家庭児童教室条例の一部改正について

関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年9月2日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

留守家庭児童教室の入室対象者及び使用料を改めるため、この条例を定めようとする。

## 関市留守家庭児童教室条例の一部を改正する条例

関市留守家庭児童教室条例（平成15年関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表関市倉知小学校区留守家庭児童教室の項中「倉知927番地1」を「段下66番地1」に改め、同表関市富岡小学校区留守家庭児童教室の項中「東町5丁目1番1号」を「市平賀506番地」に改め、同表関市富野小学校区留守家庭児童教室の項中「298番地1」を「270番地1」に改め、同表関市洞戸小学校区留守家庭児童教室の項中「294番地2」を「248番地」に改め、同条第3項中「40名」を「40人」に改める。

第4条中「各号」の次に「の」を加え、同条第1号中「第3学年」を「第4学年」に改める。

第9条第1項中「留守家庭児童1人につき月額3,000円」を「別表第1に定める金額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯に属する2人以上の留守家庭児童に係る使用料の月額は、別表第2に定める使用料の額に2人目以降の児童数を乗じて得た額に、別表第1の使用料の額1人分を合算した額とする。

第9条第2項中「及び同一世帯に属する2人以上の留守家庭児童に係る使用料の月額」を削る。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第9条関係）

区分	月額使用料（円）		
	開始から午後5時まで	開始から午後6時まで	開始から午後6時30分まで
4月から6月まで及び9月から翌年3月まで	4,000	5,000	6,000
7月	6,000	7,500	9,000
8月	8,000	10,000	12,000

別表第2（第9条関係）

区分	月額使用料（円）		
	開始から午後5時まで	開始から午後6時まで	開始から午後6時30分まで
4月から6月まで及び9月から翌年3月まで	3,000	4,000	5,000
7月	4,500	6,000	7,500
8月	6,000	8,000	10,000

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定中関市富岡小学校区留守家庭児童教室、関市富野小学校区留守家庭児童教室及び関市洞戸小学校区留守家庭児童教室に関する部分は、公布の日から施行する。